

設計業者選定審査会に係る質疑応答（9月1日）

質問

8月29日の質疑回答を拝見しましたが、通常の技術提案（プロポーザル）につきましても、事前の資料提出は求められない以前に一度提出した提案書以外の資料を追加提出することや、プレゼンやヒアリング時においても提案書以外の資料を利用して説明することは認められておりません。今回の提案に求められた11項目について箇条書きで且つ簡潔にとのことだったと認識しておりますが、審査会までに追加資料を作成しても可と判断して問題ないのでしょうか。

またその場合の限度について判断しかねるためご教示いただけますでしょうか。

回答

7月末日までに提出されました「提案書」だけを各審査員の方々に手元資料としてお配りします。

今回、各設計業者へお願いしたのは、限られた時間のなかで簡潔に、そして特に自社独自性の提案項目をご説明いただければ幸いです。

よって、事前提出（7月末日）の資料に記載がなく新たな提案等をプレゼン資料に盛り込んだ場合は、新たな提案に関しては審査対象外といたします。

なお、事前提出（7月末日）の資料に誤りがあり、その誤りが軽微と当所が認めた場合は、そのページを差し替えることは可とします。